

ロボットS I 基礎講座に係る業務委託事業者募集 企画提案要領

1. 業務の名称

ロボットS I 基礎講座に係る業務委託

2. 業務の趣旨・目的

公益財団法人群馬県産業支援機構（以下、機構）にて実施するスマートファクトリー創出支援事業において、県内企業の製造現場等へのロボット導入、またはその活用に備え、システム構築や設計を担うロボットシステムインテグレーター及び関連人材を育成することを目的とする。

3. 業務内容

ロボットS I 基礎講座の実施

研修場所：Gメッセ群馬301会議室（高崎市岩押町12-24）

実施期間：令和4年11月29日（火）、11月30日（水）、12月1日（木）で実施

研修時間：9時30分～17時00分（休憩1時間含む）

受講者数：20名（予定）

研修概要：ロボットシステムインテグレーション業務において必要とされる知識を、3日間で広く学習する。

- ・自動化のための基礎となる生産技術や安全・法律の知識
- ・機械設計、電気設計、ロボット制御といったエンジニアに必要とされる知識
- ・ロボットシステムの構想設計に必要な知識

4. 事業概算額

756,800円（うち消費税及び地方消費税68,800円）

- ・応募に要する経費は自己負担とします。
- ・採用事業者は、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書を提出して頂きます。

5. 業務委託契約期間

委託契約締結日から令和4年12月1日まで

6. 応募資格

次の条件の全てを満たしていること

- ・講座に必要なカリキュラムを有し、同等の講座実施の実績があること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと

7. スケジュール

- ①参加意思表明 令和4年6月10日（金）から6月27日（月）まで
- ②企画提案募集 令和4年6月10日（金）から6月30日（木）まで
- ③質問受付 令和4年6月10日（金）から6月27日（月）まで
- ④審査 令和4年7月8日（金）予定

8. 参加意思表明

参加を予定している事業者は、所定の参加意思表明書に必要事項を記入して提出して下さい。

提出期間 令和4年6月10日（金）から6月27日（月）

9. 応募手続き等

(1) 提出書類

応募については次の書類を提出して下さい。

なお、企画提案内容（本体）、経費見積書の様式については、事業者所定の様式で構いません。

①企画提案書

企画提案書：正本1部（押印要）を電子データにてE-mail送信または持参で提出して下さい。

提出期限：令和4年6月30日（木）17時00分必着

提出先：ishizaki@g-inf.or.jp 公益財団法人群馬県産業支援機構 工業支援課 石崎

②業務実施体制申告書

所定の申告書に必要な事項を記入のうえ、企画提案書と合わせて提出して下さい。

③経費見積書

正本1部（詳細な積算内訳が記載されているもの）を提出して下さい。

④事業者概要案内

会社案内等の事業者全体の概要が分かるものを提出して下さい。

(2) 応募に係る質問受付

受付期間：令和4年6月10日（金）から6月27日（月）まで

質問方法：E-mailにて受付

回答方法：参加意思表明のある全ての事業者担当に、全ての質問回答をE-mailにて回答します。

(3) 応募書類の取扱

・提出された応募資料の返却はしません。事業終了後、当機構文書規程に基づき廃棄処理いたします。

・審査の都合、複製する場合がありますが、当該事業以外への転用は行いません。

【応募・問合せ先】

公益財団法人群馬県産業支援機構 工業支援課 石崎

電話：027-265-5015 E-mail：ishizaki@g-inf.or.jp

10. 審査

応募資料に基づき審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を委託先の最優先交渉者として決定します。

なお、審査は書面審査のみとする。

(1) 審査日：令和4年7月8日（金）予定

(2) 審査方法：機構が定める審査員による書面審査にて、趣旨・目的性、講義内容等の加点方式で合計点数が最上位の事業者を最優先交渉者とする。

主な評価項目

- ・自動化のための基礎となる生産技術や安全・法律の知識
- ・機械設計、電気設計、ロボット制御といったエンジニアに必要とされる知識
- ・ロボットシステムの構想設計に必要な知識
- ・経費の積算は適切になされているか

11. 契約

・企画提案内容がそのまま契約内容になるものではなく、具体的な契約内容および委託金額は事業概算額の範囲内で、当機構との交渉で決定します。

・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされたものと交渉する場合があります。

・業務委託契約については契約書の締結をさせていただきます。

以上